

# 「日本植物分類学会」会則

## 第1条

本会は、「日本植物分類学会」(英名 The Japanese Society for Plant Systematics)と称する。

## 第2条

本会は、植物分類学の研究の進展と知識の普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

## 第3条

本会に、総会の承認を経て、支部を設けることができる。

## 第4条

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ・(1) 学術集会、講演会、講習会等の開催
- ・(2) 英文雑誌、和文雑誌(以下、学会誌)、その他ニュースの出版物等の刊行
- ・(3) 調査及び研究
- ・(4) 調査及び研究の業績の表彰、その他調査及び研究の奨励
- ・(5) 国内外の関係学術団体との連携及び協力
- ・(6) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

## 第5条

本会の会員とその権利は、次のとおりとする。

- ・(1) 通常会員 本会の目的に賛同する個人
- ・(2) 団体会員 本会の目的に賛同する団体
- ・(3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その活動を援助する個人及び団体
- ・(4) 名誉会員 本会(旧日本植物分類学会ならびに旧植物分類地理学会を含む)に50年以上在籍した通常会員、または植物分類学の発展に著しい功績のあった個人で、評議員会の議を経て会長が推薦するもの

2 本会の会員の権利については別に細則として定める。

## 第6条

会員(名誉会員を除く)になろうとするものは、会費を添えて所定の入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

## 第7条

会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 納入された会費は、返付しない。

## 第8条

会員は、次の事由によって会員資格を失う。

- ・(1) 退会したとき
- ・(2) 死亡し、または会員である団体が解散したとき
- ・(3) 除名されたとき

## 第9条

会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。この場合、会費の滞納があるときは、未納額を納めなければならない。

## 第10条

会員が次の各号のどれかに該当するときは、評議員会の議決を経て、会長はこれを除名することができる。

- ・(1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき
- ・(2) 会費を1年以上滞納したとき

## 第11条

本会に、次の役員を置く。

- ・(1) 会長1名
- ・(2) 幹事若干名
- ・(3) 評議員約12名
- ・(4) 編集委員長1名
- ・(5) 監事2名

## 第12条

役員は、会員である個人の中から、別に定める選出の規定により選出する。

- 2 役員は、相互に兼任することはできない。ただし、編集委員長と評議員の兼任を除く。

## 第13条

本会の役員の任期は、2年とする。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。ただし、編集委員長を除いて、引き続き4年を超えて同じ職に在任することはできない。

## 第14条

役員は、以下の職務を遂行する。

- ・(1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- 2 会長に事故があるときは、予め会長が指名した会員が、会長の職務を代行する。
  - 3 会長は、必要に応じて、特定の事項を審議する委員会を設けることができる。
  - 4 会長は、必要に応じて、特定の事項を担当する委員（担当委員）を委嘱することができる。
    - ・(2) 幹事は、本会の庶務、会計、ニュースの編集発行、その他の日常の会務を担当する。
    - ・(3) 評議員は、評議員会を構成し、会長の諮問に応じて会務の重要事項を審議する。
    - ・(4) 編集委員長は、編集委員会を主宰し、学術雑誌の編集に関する会務を処理する。
    - ・(5) 監事は、本会の財産と、幹事の職務執行の状況を監査する。

## 第 15 条

総会は、会長が召集し、第 5 条（1）と（4）の会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年 1 回これを開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の 3 分の 1 以上若しくは監事から請求があったときに開催する。

## 第 16 条

評議員会は、会長が必要と認めたとき、または評議員の 3 分の 1 以上から請求があったときに開催する。

2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、委任状を提出した評議員は出席者数に加える。

3 会長は評議員会の議決に加わる。

## 第 17 条

本会の経費は、会費・助成金および寄付金等をもってあてる。

## 第 18 条

本会の会計は一般会計と特別会計から構成される。

2 一般会計は会費をもってあてる。

3 特別会計は寄付金、事業収入、一般会計からの積立金等をもってあてる。なお、特別会計については別に細則で定める。

## 第 19 条

本会の決算および資産の状況は、毎会計年度終了後に作成し、監事の監査を受け、総会に報告して承認を受けなければならない。

## 第 20 条

本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

## 第 21 条

この会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て変更できる。ただし、第 22 条の本会の所在地については評議員会の承認をもって変更できる。

## 第 22 条

本会の所在地は大阪府交野市私市 2000 とする。

## 第 23 条

この会則施行についての細則は、評議員会、総会の議決を経て、別に定める。

## 第 24 条

本会の設立年月日は 2001 年 5 月 12 日とする。

## 附則

- ・ 1. 本会の設立当初の役員は、第 12 条の規定にかかわらず、総会において選出する。その任期は、第 13 条の規定にかかわらず、監事を除き 2001 年 6 月 30 日までとし、監事の任期は 2002 年 12 月 31 日までとする。
- ・ 2. 本会の最初の選挙による役員の任期は、第 13 条の規定にかかわらず、2001 年 7 月 1 日から 2002 年 12 月 31 日までとする。
- ・ 3. 本会の設立当初の会計年度は、第 17 条の規定にかかわらず、2001 年 5 月 12 日から 2001 年 12 月 31 日までとする。

## 附則

本会則は 2003 年 3 月 15 日より実施する。

## 附則

本会則は 2007 年 3 月 16 日より実施する。

## 附則

本会則は 2009 年 3 月 16 日より実施する。

## 附則

本会則は 2014 年 3 月 22 日より実施する。

## 附則

本会則は 2015 年 1 月 1 日より実施する。

## 附則

本会則は 2017 年 3 月 11 日より実施する。

## 附則

本会則は 2019 年 1 月 1 日より実施する。